

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
		円			円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					円
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		円	円	円	円	円
	長期					
	一時					
ニ 合計 $I + [(R+H) \times 1/2]$						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与(控除)額	個人番号	従事月数
1							
2							
3							
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額			

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号							

(切り取らないでください。)

年 分 退 職 所 得 申 告 書

年 月 日
市町村長 殿

退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒	あなたの	現住所	〒	
	名称 (氏名)			氏名		
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号		
				その年1月1日現在の住所		

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③	この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	② 退職の区分等	<一般・障害の区分>		うち 特定役員等勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		一般・障害 []		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		<生活扶助の有無>		うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		有・無	うち 短期勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日	年 月 日		

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	至 年 月 日	⑤	③と④の通算勤続期間		自 年 月 日	年 月 日			
	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 年 月 日		年 月 日	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日		
	うち 短期勤続期間	有無	自 年 月 日		年 月 日	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日		
			自 年 月 日		年 月 日	うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日		
		自 年 月 日	年 月 日			自 年 月 日	年 月 日	うち 全重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日
		自 年 月 日	年 月 日			自 年 月 日	年 月 日	うち 短期勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日
		自 年 月 日	年 月 日			自 年 月 日	年 月 日	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	至 年 月 日	⑦	③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		自 年 月 日	年 月 日
					① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日
					② うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日
							自 年 月 日	年 月 日

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間③に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	至 年 月 日	⑩	③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自 年 月 日	年 月 日			
	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 年 月 日		年 月 日	① うち 特定役員等勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日		
	うち 短期勤続期間	有無	自 年 月 日		年 月 日	② うち 短期勤続期間	有無	自 年 月 日	年 月 日		
			自 年 月 日		年 月 日			自 年 月 日	年 月 日		
		自 年 月 日	年 月 日			自 年 月 日	年 月 日	⑦と⑩の通算期間	有無	自 年 月 日	年 月 日
		自 年 月 日	年 月 日			自 年 月 日	年 月 日	①と②の通算期間	有無	自 年 月 日	年 月 日
		自 年 月 日	年 月 日			自 年 月 日	年 月 日	②と③の通算期間	有無	自 年 月 日	年 月 日

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等を受けた年月日	収入金額(円)	源泉徴収額(円)	特別徴収税額		支払年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
				市町村民税(円)	道府県民税(円)			
B	一般	・	・			・	一般障害	
	特定役員	・	・			・	一般障害	
	短期	・	・			・	一般障害	
C	・	・			・	一般障害		

注 意 事 項

- 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申 告 書 の 書 き 方

- 1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。
この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
 - (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
 - (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限りです。)
 - (3) 他に勤務していた期間(その支払者の下で勤務しなかった期間に限りです。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
 また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等^(※1)に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。)の有無及び短期退職手当等^(※2)に係る勤続期間(以下「短期勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等^(※3)に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいます。)の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。

 - イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
 - ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ハ 国家公務員及び地方公務員
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間(特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。)を含みません。
更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間(全重複勤続期間を除きます。)について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
- 6 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。
ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額-800万円)÷70万円+20

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑧」欄及び「⑨」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の(1)又は(3)の期間(3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限りです。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「⑩」欄及び「⑪」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「⑫」欄及び「⑬」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄及び「⑩」欄と「⑪」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。

収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名
----------	--------	--------	-----

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額		⑩
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額	
代表者 氏名	経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	19	兆 十億 百万 千 円	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額	①	兆 十億 百万 千 円	00
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20		00	予定申告税額 (1)× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②		00
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21		00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22		00	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	23		00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	24		00	円× $\frac{⑤}{12}$	⑥		00
特別法人税 特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	25		00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦		00
予定申告税額 (20+21+22+23+25)	26		00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	⑧	兆 十億 百万 千 円	()
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	27		00	法人税割額	⑨		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ②6-27	28		00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩		
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				税額控除超過額相当額の加算額	⑪		
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	外国の法人税等の額の控除額	⑬		
所得割	所得金額総額 ⑲	兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		
所得割	所得金額 ⑳			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
付加価値割	付加価値額総額 ㉑	兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 ⑨-⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯		
付加価値割	付加価値額 ㉒			⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰		
資本割	資本金等の額総額 ㉓	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ⑯-⑰-⑱	⑱		
資本割	資本金等の額 ㉔			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑳		
収入割	収入金額総額 ㉕	兆 十億 百万 千 円					
収入割	収入金額 ㉖						
合計事業税額 ⑳+㉑+㉒+㉓	㉗						
事業税の特定寄附金税額控除額	㉘						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉙						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉚						
納付すべき事業税額 ㉗-㉘-㉙-㉚	㉛						
④の内訳	所得割 ④②	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ④③				
④の内訳	資本割 ④④		収入割 ④⑤				
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額	④⑥	兆 十億 百万 千 円	00	この申告の期間	・	・	
収入割に係る特別法人事業税額	④⑦		00	前事業年度又は前連結事業年度の期間	・	・	
合計特別法人事業税額 (④⑥+④⑦)	④⑧			通算親法人の事業年度の期間	・	・	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	④⑨						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	④⑩						
納付すべき特別法人事業税額 ④⑧-④⑨-④⑩	④⑪						
備考				関与税理士 署名 (電話)			

第六号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

※処理事項		通信年月日 通信用日付印	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
受付印		令和 年 月 日			法人番号		申告年月日 年 月 日
		殿					
所在地 (本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)			事業種目			
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額 又は出資金の額			
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
(ふりがな)	(ふりがな)			前期末現在の 資本金等の額			
代表者 氏名	経理責任者 氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額(55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額(56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額(57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額(58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額(59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額(60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額(61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額(62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額(69)の金額	⑰						00
特別法人事業税額(17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒						
備考							
関与税理士署名				(電話)			

前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (33)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②						00
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③						00
この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④						00
均等 割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤	月					
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦						00
この申告の期間	. . .						
前事業年度又は前連結事業 年度の期間	. . .						
通算親法人の事業年度 の期間	. . .						

		事業年度又は 連結事業年度		・		・		法人名						
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細														
摘要		課税標準		税率 (100)		税額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額	③4	兆	十億	百万	千	円							
	所得金額	③5						兆	十億	百万	千	円		
付加価値割	付加価値額総額	③6												
	付加価値額	③7						兆	十億	百万	千	円		
資本割	資本金等の額総額	③8												
	資本金等の額	③9						兆	十億	百万	千	円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業														
収入割	収入金額総額	④0	兆	十億	百万	千	円							
	収入金額	④1						兆	十億	百万	千	円		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額	④2	兆	十億	百万	千	円							
	所得金額	④3						兆	十億	百万	千	円		
付加価値割	付加価値額総額	④4												
	付加価値額	④5						兆	十億	百万	千	円		
資本割	資本金等の額総額	④6												
	資本金等の額	④7						兆	十億	百万	千	円		
収入割	収入金額総額	④8												
	収入金額	④9						兆	十億	百万	千	円		
合計事業税額 ③5+③7+③9+④1+④3+④5+④7+④9				⑤0										
事業税の特定寄附金税額控除額				⑤1										
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑤2										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤3										
納付すべき事業税額 ⑤0-⑤1-⑤2-⑤3				⑤4										
⑤4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
	所得割	⑤5	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑤6	兆	十億	百万	千	円
	資本割	⑤7						収入割	⑤8					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	⑤9	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥0	兆	十億	百万	千	円	
資本割	⑥1						収入割	⑥2						
(特別法人事業税)														
摘要		課税標準		税率 (100)		税額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		⑥3		兆		十億		百万		千		円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		⑥4		兆		十億		百万		千		円		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		⑥5		兆		十億		百万		千		円		
合計特別法人事業税額 (⑥3+⑥4+⑥5)				⑥6										
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				⑥7										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				⑥8										
納付すべき特別法人事業税額 ⑥6-⑥7-⑥8				⑥9										

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細													
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)		②3		兆		十億		百万		千		円	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		②4		兆		十億		百万		千		円	
道府県民税の特定寄附金税額控除額		②5		兆		十億		百万		千		円	
税額控除超過額相当額の加算額		②6		兆		十億		百万		千		円	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		②7		兆		十億		百万		千		円	
外国の法人税等の額の控除額		②8		兆		十億		百万		千		円	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		②9		兆		十億		百万		千		円	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		③0		兆		十億		百万		千		円	
納付すべき法人税割額 ②4-②5+②6-②7-②8-②9-③0		③1		兆		十億		百万		千		円	
③1のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額		③2		兆		十億		百万		千		円	
差引法人税割額 ③1-③2-③3		③3		兆		十億		百万		千		円	

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
			通信日付印	確認	
	知事殿				
所在地及び電話番号		(電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は出資金の額		円			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書の提出期限を下記の 日まで延長したいので申請します。					
1 確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日					
2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠 損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期 限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- -----					
通算親法人の 本店所在地 及び電話番号	(電話)		法人税に係る 申告期限の 延長申請書 (法人税法 第75条第1項)	提出の有無 有 ・ 無	
(ふりがな) 通算親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・	
関与税理士 署名	(電話)		申請書提出年月日 ・ ・		

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書	整理番号	
令和 年 月 日 知事殿	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認	
所在地及び電話番号	(電話)		
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)		
(ふりがな) 代 表 者 氏 名			
経 理 責 任 者 氏 名			
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	円		
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について			
(<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数が変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた)) での届け出ます。			
記			
確定申告書の提出期限の延長期間	() 月間		
指定を受けた月数	() 月間		
変更後の指定に係る月数	() 月間		
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。			
1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。） 1月間（通算法人は2月間） <input type="checkbox"/> 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 確定申告書の提出期限が1月間（通算法人は2月間）延長されている法人 <input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合 () 月間 (3) 指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間（通算法人は2月間）としたい場合 取消し前 () 月間 変更前 () 月間 <input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更後 () 月間			
2 各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から3月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にとっては、各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から4月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由）			
3 根拠条文 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）			
4 添付書類等 <input type="checkbox"/> 定款等の写し <input type="checkbox"/> その他 ()			
通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	(電話)		
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)		
関 与 税 理 士 署 名	(電話)		

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
			通信日付印	確認	
	知事殿				
所在地及び電話番号		(電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は 出資金の額		円			

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)	
令和 年 月 日から	の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長に
令和 年 月 日まで	
ついて	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた その延長の処分が失効した </div>) ので届け出ます。

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から	の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から
令和 年 月 日まで	
法第72条の25第3項	の規定による提出期限の延長の適用を受けることをやめますので届け出ます。
法第72条の25第5項	

通算親法人の 本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※										※種 別					※整 理 番 号					※						
支 払 を 受 け る 者	住 所	※区分										(受給者番号)														
												(個人番号)														
												(役職名)														
		氏 名										(フリガナ)														
種 別		支 払 金 額					給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)					所 得 控 除 の 額 の 合 計 額					源 泉 徴 収 税 額									
		内 千 円					千 円					千 円					内 千 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数							
有 従有		千 円		特 定			老 人			そ の 他				人		特 別			そ の 他			人				
				人 従人			内 人 従人			人 従人				人		内 人			人			人				
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円					千 円					千 円					千 円											
(摘要)																										
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額 円					旧生命保険料の金額 円					介護医療保険料の金額 円					新個人年金保険料の金額 円					旧個人年金保険料の金額 円				
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数					居住開始年月日 (1回目) 年 月 日					住宅借入金等特別控除区分(1回目)					住宅借入金等年末残高(1回目) 円									
		住宅借入金等特別控除可能額					居住開始年月日 (2回目) 年 月 日					住宅借入金等特別控除区分(2回目)					住宅借入金等年末残高(2回目) 円									
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名 区分					配偶者の合計所得 円					国民年金保険料等の金額 円					旧長期損害保険料の金額 円									
		個人番号										基礎控除の額 円					所得金額調整控除額 円									
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) 氏名 区分					16歳未満の扶養親族					1 (フリガナ) 氏名 区分					5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号									
		個人番号										個人番号														
		2 (フリガナ) 氏名 区分										2 (フリガナ) 氏名 区分														
		個人番号										個人番号														
		3 (フリガナ) 氏名 区分										3 (フリガナ) 氏名 区分					5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号									
		個人番号										個人番号														
		4 (フリガナ) 氏名 区分										4 (フリガナ) 氏名 区分														
		個人番号										個人番号														
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者 特 別	寡 婦	ひとり親	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職					受 給 者 生 年 月 日												
					そ の 他				就 職	退 職	年	月	日	元 号	年	月	日									
支 払 者		個人番号又は法人番号										(右詰で記載してください。)														
		住所(居所)又は所在地																								
		氏名又は名称										(電話)														

第十七号様式別表 (用紙日本産業規格 A 5) (第十条関係)

第17号様式別表記載要領

- 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）
- 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号1)(i)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
- 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。
- 「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下14において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
- 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- ※印の欄には、記載しないでください。

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

第十七号様式別表（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

※												※種 別				※整 理 番 号				※			
支 払 を 受 け る 者	住 所	※区分												(受給者番号)									
														(個人番号)									
														(役職名)									
														氏 名 (フリガナ)									
種 別		支 払 金 額				給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)				所 得 控 除 の 額 の 合 計 額				源 泉 徴 収 税 額									
		内 千 円				千 円				千 円				内 千 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数											
有 従有		千 円		特 定 人 従人		老 人 内 人 従人		そ の 他 人 従人		人		特 別 内 人		そ の 他 人		人							
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円				千 円				千 円				千 円											
(摘要)																							
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額													
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日 (1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)						円							
		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)						円							
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)		氏名		区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額				円							
		個人番号								基礎控除の額		所得金額調整控除額				円							
控除対象扶養親族		1		(フリガナ)		氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ)		氏名		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号					
				個人番号				個人番号						個人番号									
		2		(フリガナ)		氏名		区分		3		(フリガナ)		氏名		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号					
				個人番号				個人番号						個人番号									
		3		(フリガナ)		氏名		区分		4		(フリガナ)		氏名		区分							
				個人番号				個人番号						個人番号									
		4		(フリガナ)		氏名		区分				(フリガナ)		氏名		区分							
				個人番号				個人番号						個人番号									
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 別	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職				受 給 者 生 年 月 日										
					そ の 他				就 職	退 職	年	月	日	元 号	年	月	日						
支 払 者		個人番号又は法人番号								(右詰で記載してください。)													
		住所(居所)又は所在地																					
		氏名又は名称				(電話)																	

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 9 退職手当等（地方税法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下9及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下9において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下9及び18において同じ。）又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
- 10 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 11 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 12 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 13 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
- 14 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。
- 15 「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下14において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 16 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
- 17 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 18 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」、「（退）個人番号」）
- 19 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 20 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 21 ※印の欄には、記載しないでください。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

										※種 別		※整理番号		※									
支払を受ける者										個人番号													
										※区 分													
										住 所													
										(フリガナ)													
										氏 名		生年 月 日		明 治		大 正		昭 和		平 成		令 和	
										年		月		日									
区分				支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額															
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				千 円				千 円															
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																							
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																							
所得税法第203条の3第7号適用分																							
本 人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額										
特 別 障害者	その他の 障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その 他	人	特別	その他	人	人	千 円									
						人	人	人	人	内	人	人	人										
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族															
(フリガナ)		区分		配偶者の合計所得 円		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分											
氏名				48万円以下		氏名				氏名													
個人番号						個人番号				個人番号													
(摘要)				2				2															
(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分													
氏名				氏名				氏名															
個人番号				個人番号				個人番号															
支 払 者				法 人 番 号																			
				所 在 地																			
				名 称																			
								電 話 番 号															

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、48万円以下である場合には「48万円以下」の項に★印を記載すること。
- 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者(地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に(退)と記載すること。
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。



※処理事項	送付年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	確認				

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

法人名 (ふりがな)

代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名 (ふりがな)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (19の金額)	①		00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥		00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦		00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
		十億	百万 千 円
(特別控除戻戻税額等又は個別帰属特別控除戻戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨		
法人税割額	⑩		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		
税額控除超過額相当額の加算額	⑫		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬		
外国の法人税等の額の控除額	⑭		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯		
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰		
⑰のうち特別控除戻戻税額等又は個別帰属特別控除戻戻税額等に係る法人税割額	⑱		
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲		

関与税理士署名 (電話)

第二十号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係)

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住所	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

住所		受付日付印
氏名	殿	

受付団体名	
-------	--

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令

申告特例申請書に記載した内容（全て記載）

住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令

（注） これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。

あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに提出してください。

----- (切り取らないでください。) -----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

令和 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は都道府県コード	
------------------	--

市町村長
知 事

令和 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住 所		生年月日	明・大・昭 平・令																		
フリガナ		電話番号																			
氏 名		合計 寄附金額	円																		
個人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。